

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本村は、人口6千人弱の宮城県内唯一の村で、近年の自動車関連等の企業立地により、人口は微増傾向にあるものの、本村及び近隣への大企業の立地などもあり、有効求人倍率（仙台公共職業安定所大和出張所管内）が平成29年12月～平成30年3月まで4カ月連続で2を超えるなど、ほぼ全産業において慢性的な人手不足となっており、特に中小企業においては採用が困難な状況が続いている。

本村は、古くから農業が産業の中心であり、近年は農業と工業併進のまちづくりを進めているが、工業団地に立地している一部企業を除いては、中小企業者が多くを占めている状況となっている。

そのような中、自動車関連以外も含めた全産業において、足腰の強い中小企業者等の育成が必要であり、製造業のみならず非製造業（サービス業等）の育成・振興も急務となっており、雇用の安定確保及び経営の安定化を図る必要がある。

#### (2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促し、自動車関連企業、主に輸送用機械器具製造業に偏っている産業も含め幅広い業種の底上げを図ることを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

目標としている自動車関連企業も含めた全産業を育成・振興し、雇用の安定確保及び経営の安定化を図るためには、事業者の生産性向上の実現が必要となる。

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

本村の産業は、一部製造業が工業団地に立地しているもののそれ以外の産業は、村内全域に分散しており、産業全体の生産性向上を実現する観点から村内全域を対象とする。

## (2) 対象業種・事業

工業統計調査（経済センサス）による本村の製造品出荷額は、輸送用機械器具製造業が約8割を占めるなど、一部産業に偏っている状況であり自動車関連企業以外にも含めた全産業を育成・振興することにより、本村全体の多種多様な産業の雇用の安定確保などが図られる。

以上のことから、輸送用機械器具製造業以外の産業の底上げと輸送用機械器具製造業の更なる振興を図るため、全産業を対象とする。

また、生産性向上に向けた取り組みとして、先端設備等導入により労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画の計画期間は国が同意した日から3年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組、公序良俗に反する取組、反社会的勢力との関係が認められるもの及び村税を滞納している事業者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

### (備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。